

中国語を学ぶ会規約

1. 本会は「中国語を学ぶ会」と称する。
2. 本会は中国語の学習を通じ、中国の文化・歴史・風俗・習慣等の知識を深め、併せて会員相互の親睦を図る事を目的とする。
3. 本会は第二条の目的を達成するため、中国語の学習のほか、必要に応じて諸行事を行う。諸行事の詳細は役員会に一任する。
4. 本会の運営のため、次の役員を置く。
会長 1 名、副会長 1～2 名、会計 1 名、会計監査 1 名、広報 1 名、幹事若干名
5. 役員は総会に施いて選任する。任期は 2 年とし留任を妨げない。但し、役員に欠員が生じ、会の運営に支障をきたす場合、役員会は、次回の総会までを期限として臨時の代行者を選任できるものとする。
6. 役員会は会長が必要に応じて開催する。役員^の3分の2以上の出席を以って成立し、議案の決定は出席役員^の過半数の同意を要する。但し、やむ得ない場合は、役員会の開催に替え、別途役員会の意向を確認することで決定することができるものとする。
7. 各クラスに幹事を置く。クラスの代表として役員会の構成員となるほか、クラス内での固有の問題を他役員と連携して対応する。
8. 会員は、他のクラス間での授業の横断的参加を可能とする。
9. 本会の運営は会員の入会金・年会費・会費等の拠出金により賄う。会員は月間を通じ各自初回の学習会出席日に所定の会費を納入する。前月1ヶ月間全休の場合でも、前月分の会費を同時に納入する。
但し事前に幹事に全休する旨連絡あるときは、この限りではないものとする。
10. 会員がクラス幹事にその旨の連絡なく、6ヶ月以上連続して会費の納入がない場合は、退会したものとみなす。再入会の場合は入会金を再度徴収する。
11. 入会金・年会費・会費・講師への謝礼金等の額は、役員会が別途定める。余剰金の処理は役員会にて決定する。
12. 本規約の改廃は総会に於いて会員の3分の2以上の出席を以て成立し、議案は過半数を以て決定する。
但し、緊急の場合は、役員会に施いて改廃案を起草し文書にて会員に賛否を問い、過半数の同意を得て決することが出来るものとする。
13. 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。会計報告は、翌年度に開催する総会に施いておこない承認を得る。
14. 本会の事務所は会長宅に置く。
15. 本規約は2015年4月1日を以て有効とする。